

墨田区道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現行			
別表				別表			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	〔略〕	9,350円	〔略〕	第1種電柱	〔略〕	7,970円
	第2種電柱		14,300円		第2種電柱		12,200円
	第3種電柱		19,300円		第3種電柱		16,500円
	第1種電話柱		7,720円		第1種電話柱		6,440円
	第2種電話柱		12,400円		第2種電話柱		10,400円
	第3種電話柱		17,000円		第3種電話柱		14,200円
	その他の柱類		830円		その他の柱類		710円
	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	83円	〔略〕	共架電線その他上空に設ける線類	〔略〕	71円
	地下に設ける電線その他の線類		50円		地下に設ける電線その他の線類		42円
	路上に設ける変圧器	〔略〕	8,180円	〔略〕	路上に設ける変圧器	〔略〕	6,980円
	地下に設ける変圧器	〔略〕	5,010円	〔略〕	地下に設ける変圧器	〔略〕	4,270円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	16,700円	〔略〕	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	〔略〕	14,200円
	広告塔	〔略〕	23,400円	〔略〕	広告塔	〔略〕	20,300円
	その他のもの	〔略〕	16,700円	〔略〕	その他のもの	〔略〕	14,200円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	190円	〔略〕	外径が0.04メートル未満のもの	〔略〕	160円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		340円		外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		290円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		500円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		420円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		750円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		640円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		1,000円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		850円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,500円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1,280円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		2,000円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1,700円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		3,500円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		5,010円	
	外径が1メートル以上のもの		10,000円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		〔略〕	14,800円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		〔略〕	16,700円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	上空に設ける通路	〔略〕	11,700円	
	地下に設ける通路		7,020円	
	その他のもの		10,400円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	〔略〕	230円	
	商品置場その他これに類するもの	〔略〕	23,400円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	〔略〕	23,400円	
	標識	〔略〕	13,300円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	〔略〕	230円
		その他のもの	〔略〕	23,400円
アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	234,000円	
	その他のもの	〔略〕	117,000円	
令第7条第2号に掲げる工作物		〔略〕	16,700円	
令第7条第3号に掲げる施設		〔略〕	〔略〕	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	〔略〕	23,400円	
	危険防止施設	〔略〕	8,640円	
	詰所	〔略〕	23,400円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		〔略〕	16,700円	

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2,990円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		4,270円	
	外径が1メートル以上のもの		8,540円	
法第32条第1項第3号に掲げる施設		〔略〕	12,400円	
法第32条第1項第4号に掲げる施設		〔略〕	14,200円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	
	上空に設ける通路	〔略〕	10,100円	
	地下に設ける通路		6,100円	
	その他のもの		9,060円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	〔略〕	200円	
	商品置場その他これに類するもの	〔略〕	20,300円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)	〔略〕	20,300円	
	標識	〔略〕	11,300円	
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	〔略〕	200円
		その他のもの	〔略〕	20,300円
アーチ式工作物	車道を横断するもの	〔略〕	203,300円	
	その他のもの	〔略〕	101,600円	
令第7条第2号に掲げる工作物		〔略〕	14,200円	
令第7条第3号に掲げる施設		〔略〕	〔略〕	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場	〔略〕	20,300円	
	危険防止施設	〔略〕	7,200円	
	詰所	〔略〕	20,300円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる仮設収容施設		〔略〕	14,200円	

令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
〔略〕			〔略〕	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕		〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕
	〔略〕			〔略〕
	〔略〕			〔略〕
〔略〕			〔略〕	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
〔略〕			〔略〕	
令第7条第12号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕
備考				
1～8		〔略〕		

令第7条第8号に掲げる施設（高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
〔略〕			〔略〕	
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場（同号口に掲げる道路に係るものを除く。）	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕		〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕
	〔略〕			〔略〕
	〔略〕			〔略〕
〔略〕			〔略〕	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
〔略〕			〔略〕	
令第7条第12号に掲げる器具		〔略〕	〔略〕	〔略〕
令第7条第13号に掲げる施設	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
		〔略〕		〔略〕
	〔略〕			〔略〕
備考				
1～8		〔略〕		

付 則

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料から適用する。ただし、同日前に占用許可を受け、既に占用料を納付したもののについては、なお従前の例による。